



2026年に予定されている主な法改正

『法律のことはつい後回しに...』そんな風を感じていませんか?2026年は、子ども・子育て支援金制度の導入や、障害者雇用のさらなる推進、ハラスメント防止体制の拡充など、会社の運営や人事に直接関わる改正が続きます。本紙では、「① 何が変わるの? ② いつから? ③ 会社は何をすれば良い? ④ 罰則はあるの?」といった疑問にお答えするため、ポイントをわかりやすくご案内しています。ご不明な点は、どうぞお気軽にあおば事務所までご相談ください。

<今回の記事は、面川が担当しました。>

全ての会社

健保の給付の電子化

- ① 協会けんぽの一部の給付手続き(傷病手当金など)が自分でも電子申請できるようになります。※
② 1月13日
③ 対象手続を整理する
必要書類のご案内も含めて従業員へ周知する
④ なし
※自分で申請する場合はマイナンバーカードと専用アプリが必要となります。会社が申請する場合はこれまで通りです。



子ども・子育て支援金の徴収が開始

- ① 健康保険料に上乗せする形で徴収が開始されます。徴収料率は0.24%程度から始まり、2028年度に0.4%程度まで段階的に引き上げられる見込みです。(労使折半)
② 4月分の保険料から(給与控除は通常5月支給分から)
③ 給与計算システムを変更する
給与規程や給与明細を見直す
従業員に周知する
④ 給与明細への記載は義務ではありませんが、控除額に支援金が含まれる点は周知が必要です。

扶養認定ルールの見直し

- ① 扶養に入れるかどうかは、原則、「労働条件通知書等の内容から計算した年収見込み」で判断されるようになります。※
② 4月1日
③ 労働条件通知書等の準備
収入確認書類の保管
従業員に周知する
④ なし
※実態と著しく乖離している場合は扶養から外れることもあります



ハラスメント防止措置の強化

- ① カスタマーハラスメントや求職者へのセクハラを防止するための対策整備が、会社に求められる予定です。
② 2026年中に施行予定(開始日は今後決定)
③ 就業規則等に対応方針や禁止事項を明確に規定する
相談窓口の設置や社内研修の実施
顧客や就活学生に向けた禁止ポリシーを公開するなど
④ 行政指導・勧告・企業名公表(いわゆる“公表罰”)の可能性がります。

内部通報者保護の体制強化

- ① 会社が法律やルールをしっかり守れるように、不正を見つけた人が安心して声を上げられる内部通報制度の見直し(整備)や対象範囲の拡大、通報者保護の強化が求められる予定です。
② 2026年中に施行予定(開始日は今後決定)
③ 通報者の秘密保持と不利益取扱い禁止を規程等に明記する
従業員だけでなく、フリーランスや委託先などにも、通報制度を周知するなど ※1
④ 通報を理由に解雇や処分をすると、本人だけでなく会社も罰金の対象になることがあります。 ※2

※1 従業員300人超の事業者には「公益通報対応業務従事者」を指定する義務があり、違反した場合は30万円以下の罰金が科されます。

※2 個人:6ヶ月以下の拘禁または30万円以下の罰金
法人:3000万円以下の罰金

高齢者がいる会社

高齢労働者の労災防止措置

- ① 60歳以上の労働者が安全に働き続けられる環境を整備することが事業主に求められます。(努力義務)
② 4月1日
③ 転倒・墜落防止など作業環境の整備
健康状態の把握と配慮
加齢特性を踏まえた安全教育を行うなど
④ なし



在職老齢年金制度の見直し

- ① 働きながら年金を受け取っている人について、年金が減らされるかどうかの基準(支給停止基準額)が、現在の月51万円から62万円に引き上げられます。
② 4月分から適用(支給額への反映は通常6月支給分から)
③ 制度変更の概要を周知する
再雇用者の勤務時間・賃金を確認する
希望者には働き方の選択を用意するなど
④ なし

従業員数が一定以上の会社

男女間賃金差異と女性管理職比率の公表が義務に

- ① 女性の活躍をさらに推進するため、従業員101人以上の企業に、所定の項目を自社ホームページ等で公表する義務が課されます。
② 4月1日
③ 自社の「従業員数(労働者数)」を確認する
管理職における女性の比率を計算する
男女間における賃金差異を計算する
④ 企業名公表(行政指導)の可能性あり

障害者法定雇用率の引き上げ

- ① 常時37.5人以上(※常用労働者)がいる企業には、障害のある方を雇用する義務が発生することになります。
② 7月1日
③ 自社に必要な障害者数を計算する
不足がある場合は採用計画を検討する
④ 100人超の企業で雇用率未達の場合は、1人不足につき月5万円の納付金がかかります。
※20時間以上30時間未満の短時間勤務者は0.5人換算になります

老齢年金対象者のご案内

年金受給開始年齢に達し、特別支給の老齢厚生年金を受け取る権利が発生する方に対し、誕生月の3か月前から、「年金請求書(事前送付用)」及び、年金の請求手続きの案内がご本人あてに送付されます。

お手元に届きましたら、開封・ご確認ください。

「年金請求書」に記載されている情報 基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所、年金加入記録

令和8年に送付する方は以下のとおりです。

63歳になる女性の方(昭和38年4月2日から昭和39年4月1日生まれ)で、年金の加入期間が10年以上あり、厚生年金と共済組合の加入期間が併せて1年以上ある方に限ります。